

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

消費税 95%ルール

Q : 4月1日以後開始事業年度から、消費税のいわゆる95%ルールが変更になるそうですが、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

消費税ではこれまで、その課税期間の課税売上割合が95%以上であれば、すべての事業者について、全額仕入税額控除を認めていました(95%ルール)が、平成23年6月の税制改正で、その適用対象者がその課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定され、5億円を超える事業者については、仕入税額控除の計算を個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法で計算しなければならないこととされました。

この場合の課税売上高は、税抜課税売上金額と輸出取引などの免税売上金額の合計額をいい、売上返品や売上値引き、売上割戻しなどがある場合は、これらの合計額(税抜き)を控除した残額をいいます。

なお、課税売上高5億円を超えるかどうかは、1年間の課税売上高によって判定しますので、事業年度が6ヶ月の場合や課税期間の特例の適用を受けており、その課税期間が1年に満たない場合は、1年間の課税売上高に年換算した金額で判定します。

また、5億円を超えるかどうかは、基準期間における課税売上高で判断するのではなく、その仕入税額控除を計算する課税期間における課税売上高によって判定しますので、この点注意してください。



発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇩ 平成23年7月から9月の裁決事例

Q : 国税不服審判所から、平成23年7月から9月までの裁決事例が公表されたとか。どのような内容だったのですか？

A : 主なものには次のようなものがありました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成23年7月から9月分の裁決18事例が公表されました。

主なものには、次のようなものがありました。

①職務発明の和解金

和解によって取得した職務発明に係る和解金は、譲渡所得ではなく、雑所得になるとされました。

②海外勤務者の給与

国外勤務を終えて日本に帰国した社員の国外勤務中の給与に係る外国所得税額を使用者が負担したことによる経済的利益は、その納付が本件海外出向社員らの帰国後に行われていることからすれば、その経済的利益は本件海外出向社員らが居住者となった以後の所得となるとされました。

③有価証券の時価評価

1株当たりの純資産価額等が零円を下回る場合の時価は、零円以上と認めるのが相当であるとされました。

④登録免許税の課税標準

請求人が主張する鑑定評価額は合理的なものではなく、原処分庁が採用した近傍類似価格に所要の調整等を行って算定すべきであるとされました。



復興特別法人税

Q : 今年の4月から、復興特別法人税制度が施行されたそうですが、どのような内容なのですか？

A : 東日本大震災からの復興財源に充当するため創設された制度で、概要は次のとおりです。

【解説】

復興特別法人税制度は、東日本大震災からの復興財源を確保するため創設された時限立法で、次のようになっています。

①概要

法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した額が、復興特別法人税となり、利子など一定の所得に課された復興特別所得税額がある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することになります。また、復興特別法人税額の計算上、控除しきれない復興特別所得税額があるときは、還付を受ける申告書を提出することができます。

②課税事業年度

課税事業年度は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する各事業年度です。

③税額

復興特別法人税額 = 法人税額 × 10%

④申告

各事業年度終了の日の翌月から2ヶ月以内に所轄税務署宛に提出します。ただし、法人税額がない場合には、復興特別法人税の申告書を提出する必要はありません。

